別紙 「自然公園における法面緑化指針(案)」(H20.3 環境省自然環境局)(抜粋)

本指針(案)は、行政指導の指針として位置づけるとともに、環境省直轄事業では、原則として本指針(案)に基づいた緑化を実施することとする。

以下に、緑化の基本方針を抜粋し掲載する。

用語の定義

移入種(この指針に限っては、外来植物と同義)

自然分布範囲外の地域。または生態系に、人為の結果として持ち込まれた種、亜種、またはそれ以下の分類郡。国外から持ち込まれた「国外移入種」と国内の他の地域から持ち込まれた「国内移入種」に区分される。

自生種

自然分布している範囲内に存在する種、亜種、またはそれ以下の分類郡を指す。種の自然分布域は国境をまたぐ場合もあるため、「国内産自生種」と「外国産自生種」に区分される。

外来草本

日本国内に本来自生していない草本植物で、緑化用植物として海外から持ち込まれた種。主に、イネ 科、マメ科に分類される緑化用外来牧草類を指す。

緑化の基本方針

自然回復緑化の前提

自然公園における法面等においては、緑化により自然回復を図る場合の前提は以下の3つである。

- 1 開発工事に伴う自然の改変は最小限に留めること。
- 2 防災上、安定した生育基盤を造ること。
- 3 自然の回復力が発揮されやすい状態を造ることを緑化の基本方針とすること。

緑化の目的

自然公園における緑化の目的は以下の3つである。

- 1 自然環境の維持・修復・保全に資すること。
- 2 防災機能、水源涵養等の公益的諸機能の強化に資すること。
- 3 周辺の自然の調和に資すること。

保全水準と法面緑化の基本方針および緑化工指針(案)

自然公園における保全水準と対象地域を表 - 1 に、保全水準ごとの緑化工指針を表 - 2 に示す。

緑化の基本姿勢

自然公園における緑化にあたっては、以下の3つの基本姿勢で対応し、計画、設計、施工にあたる。

- 1 施工地の条件に適合した植物群落の形成を初期緑化目標とする。 (自然な緑の導入を基本とする。)
- 2 自然の早期回復を図るため先駆植物を積極的に活用する。 (自然回復の順序を尊重する。)
- 3 自然林に近い機能を有する群落を形成するため播種工を主体とする。 (自然に近い方法で植物を導入する。)

自然公園における保全水準と対象地域
78
4
拠
ᄎ
₹
哦
Ŋ
+
حد
÷.
ĿĴ
1
3
*
·IIII
_
Н
表
#14

-	4 なの維持を ・この水準を適用する地域は、市街地、集 詳による人 落地などが含まれ、すぐれた自然の風景 域であっ 地の保護の観点から、当該地域の風致に 計にして、 著しい支障を及ぼさないよう適切な公園 ない公園管 管理を行う必要のある地域である。	5、および び普通地域のうち下記に該当する地域 いる自然林 (1) 市街地、集落地 (2) その他、上記及び保全水準1~3の いずれにも該当しない地域 いずれにも該当しない地域
	3 ・この水準を適用する地域は、風致の維持を 図る必要はあるが、農林水産業等による人 為的影響を相当程度受けている地域であっ て、その人為的影響の存在を前提にして、 当該地域の風致に支障を及ぼさない公園管 理を行う必要なある地域である。	 第2種特別地域、第3種特別地域、および 普通地域のうち下記に該当する地域 (1) 人為的影響を大きく受けている自然林 の地域 (2) 保全水準2以外の二次林、二次草原、 人工林地域
女一1 日然公園におりの矢田小中とと終忠夷。	" " " " " " " " " " " "	 第2種特別地域、および第3種特別地域のうち下記に該当する地域 (1) 人的影響をあまり受けていない自然林あるいはそれに近い二次林の地域 (2) 生物多様性保全上重要な二次草原地域(ジバ草原、ススキ草原、ササ草原など)(3) 保全水準1の地域と近接している地域であって、保全水準1の地域と近接している地域であって、保全水準1の地域の上流倒に位置する地域など、保全水準1の地域への影響が懸念される地域
	・この水準を適用する地域は、特に厳重に景観(景観を支える生態系や景観の構成要素である動植物を含む)の維持を図る必要性のある地域、またはこれに準じる地域であって、動植物の人為的移動は原則として行わず、当該地域に生息・生育する個体群の現状を変更しない公園管理を行うことが必要な地域である。	・特別保護地区、および第1種特別地域の全域 ・第2種特別地域、または第3種特別地域のうち、 植生復元の困難な地域等下記のいずれかに該当 する地域であって、その全部または 一部につ いて曳跡天然記念物の指定若しくは仮指定がな されていること、または学術調査の結果等によ り、特別保護地区または第1種特別地域に準ず る取扱が現に行われ、または行われることが必 要であると認められる地域 (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原など植生 の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地、または生育地として 重要な地域 (3) 地形、もしくは地質が稀異である地域、ま たは特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林、または学術的価値を有する 人工林の地域
	杂 个岩海	登

表一2 保全水準ごとの緑化工指針

# 大きが発生を発生を発生を開発・	
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	
・施工対象地域に自然分布する種、および自然 侵入種で形成される植物群落。 ・施工対象地域に自然分布する種(地域外から の持ち込みは一切不可) ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・施工対象地域同辺。 ・ 在子等の採取・育苗計画を立案し、使用植物材料 ・ 目標群落の形成が可能な正独、かつ周囲からの	・・同質、またはそ ・・当該地域に自然分布する種を主体とする植物 ・・当該地域区分** 内に自然分布する種を主体とする植物 ・・ 当該地域に自然分布する種を主体と な。 する植物群落。 する植物群落。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
* 施工対象地域に自然分布する種 (地域外から の持ち込みは一切不可) ・ 施工対象地域周辺。 ・ 施工対象地域周辺。 ・ 種工対象地域周辺。 ・ 種子等の採取・育苗計画を立案し、使用権物材料 ・ 目標群落の形成が可能な工法、かつ権生基総造の ・ 使用権物材料。の入手が困難で、かつ周囲からの	・当該地域ない、し地域区分*** 内に自然分布する 福 種 (先駆射種*** は除く)、で形成される植物群落。 ・浸食坊止あるいは防災上必要やすを得ない場合で、は、縁い用外来者太下邪師される種が許な。当会で、
・施工対象地域周辺。 ・ ・ 施工対象地域周辺。 ・ 種子等の採取・育苗計画を立案し、使用植物材料 ・ 目標群落の形成が可能な正法、かつ権生基総造成 ・ 使用植物材料 **3 の入手が困難で、かつ周囲からの	公園の同一団地内 ・当該地域区分**内に自然分布する種。 (先駆協権**に限り、国内に自然分布する種まで許容) ・浸食坊止あるいな坊災上必要やむを得ない場合で、かつ下紡城に保全すべき貴重種等がない場合まで許容。 は、緑化用外来草本も許名。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	図同一団地内、か ・原則として当該地域区分**内。(緑化用外来草村は除く) の同一流域内。 ・ 先駆紡種**に限り、国内も可。 ・ 先駆紡種**、及び造園的景観防成を図る場合は、国内も可。 は、国内も可。 ・ 先駆紡種 **、及び造園的景観防成を図る場合は、国内も可。
・長期間(5~20年)を要しても最終衛化目 標開落**が形成されるまでモニタリングを行い、その評価に基づく順込が管理を実施	・使用植物材料**の入手経路を確認。 ・目 ・目 ・目 ・日 ・日 ・日 ・日 ・日
・その後は、最終総化目標群落がが成される よう必要な権生管理**・1を実施。 ・目標群落の形成を阻害するような植物が侵入した場合は速やがに除去。 ************************************	で初期縁に目標群 ・
、災害時の特例 ・災害復旧の場合には、保全水準1~4の地域とも地域住民の生活環境の早期復旧、および災害の拡大防止を優先 ・災害復旧の場合においても、保全水準に対応する最終線化目標群落**を設定し、災害復旧について一定の成果を	・災害復旧の場合には、保全水準1~4の地域とも地域住民の生活環境の早期復旧、および災害の拡大防止を優先。 ・災害復旧の場合においても、保全水準に対応する最終緑化目標群落 ⁴⁸ を設定し、災害復旧こついて一定の成果をみた後、最終緑化目標群落 ⁴⁸ に移行させるための植生管理*41などを実施。

1000	K
Ċ	۵

・適用する保金水準は事業ごとに決定する。小笠原、沖縄等、特異な生態系をもつ島嶼については特に慎重な判断が必要である。 **欧色火船**

個体群とは、ある空間内に生育している同種個体の総体のことをいう。対象となる空間の規模は保全水準によって決定される。 個体群

使用植物材料 :使用植物材料とは、緑化工で使用する植物の種子、苗木等をいう。

なお、自然公園内においては、わが国に自然分布する植物と同種の植物であっても、国外で生産(種子の祭取、育苗)された植物(コマツナギ、ヤマハギ、ヨモギなど)は使用したい。わが国で祭取 された種子等を用い国外で生産された植物も同様である。

また、わが国に自然分布する植物を材料とする種苗であっても、自然分布域を越えて使用してはならないことは当然である。

種の系統 :種の系統とは、生物の分類群(集団、種、属、科など)の進化の過程での類縁関係を意味する。

ເນ

|変化に富むわが国の自然原動にあっては、生態系、種、種内(遺伝子)の3つのレベルでの生物多様性保全に際しては、全国一律の基準、方法では難しいため、地史、地形、気象等によっていくつか の単位に区分して考えることが必要である(街・生物多様性国家戦略)。この単位区分を地域区分と呼ぶこととしたものである。環境省では、国土を十区分する試案を示している。 る数区か

6 最終禄化目標群落:緑化工により形成を目指す植物群落を緑化目標群落と呼ぶぶ、緑化目標群落は、最終的に形成を目指す最終緑化目標群落と、施工初期段階に形成を目指す初期線化目標群落とに分けて設定する必要が

最終稼化目標群落とは、初期縁化目標群落が形成された以降の植生管理や植生遷移を経て、植工対象地において最終的な目標となる植物群落のことをいう。

最終、初期験化目標群落ともに、緑化施工地間辺の植生の状況により、事業にとに検討、 設定する必要がある。

初期縁化目標群落:初期縁化目標群落とは、施工対象地において縁化工で形成される初期段階の植物群落のことをいう。 最終級化目標群落に移行しやむ、弾落を設定する必要がある。

:先野林種とは、選移の初期に法面等の裸地に侵入して定着する木本植物を総称していう。緑化エで主に用いられているものに、ハンノキ類、ハギ類、グミ類、カンバ類、ウルシ類(ヤマウルン、ヌ

ルデ、ヤマハゼ等)、アカメガシワ、クサギ、マツ類などがある。 9 国外由来の植物

種の自然分布は、国境にかかわりなく分布する場合があり、わが国に自然分布(自生)する種と同種であっても、種によって、地域によって、遺伝的な違いがある可能性が高い。これら国 外由来の植物を緑化に用いることによる、国内生態系のかく乱が危惧されている。わが国に自然分布する種の遺伝的変異が明らかにされている種がごく限られている現状においては、予防 :わが国に自然分布(自生)する種と同種の、国外に自然分布(自生)する個体から探取した種子、およびこれらから生産された苗等をいう。(コマツナギ、ヤマハギ、ヨモギなど。) 的に、少なくとも国外由来の植物材料は使用を避けることとしたものである。

なお、保全水準1に該当する地域での緑化は、外部からの緑化用権物材料を持ち込まないこととしているので、当該地域に自然分布する種と同種であっても、国外由来の植物を用いてはな らないことは自明である。 ・植生誘導工とは、植物の自然侵入を促す植生工の総称で、種子を混合しない。生育基盤を造成する方法(種子なし植生基材吹付工)と、埋土種子(種子潜在表土)を用いた生育基盤を造成する方法(種 子潜在表土揺き工)に分類される。 10 植生粉導工

植生管理とは、緑化工の検査終了以降、導入植生を初期級化目標群落あるいは最終級化目標群落に早く近づけるための管理を総称していう。植生管理作業には、追肥、追艦、補植、除伐、除草などが 植生管理

... ...